東京大学きらら同好会会則

令和4年3月30日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京大学きらら同好会と称する。

2 本会の名称については、前項に定めるもののほか、略称及び日本語以外の名称その他必要な事項について、規則で定めをすることができる。

(目的)

第2条 本会は、芳文社発行の漫画雑誌「まんがタイムきらら」(その姉妹誌を含む。)及びその掲載作品並びにこれらに関連するコンテンツ(次条において「きらら作品等」という。)を愛好する者の交流を目的とする。

(活動)

第3条 本会が前条の目的を達するために行う活動は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 会員相互の交流を図るための企画を実施すること
- (2) 会員相互の交流を図るためのオンライン上の環境を整備すること
- (3) 学園祭、同人誌即売会その他きらら作品等に関連するイベントに参加すること
- (4) 同人誌その他の同人作品を制作し、及び頒布すること
- (5) 前各号に付随する一切の活動をすること

(所在地)

第4条 本会の所在地は、東京大学駒場 I キャンパス(東京都目黒区駒場3丁目8番1号)とする。

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、通常会員及び特別会員に区分する。

- 2 通常会員は、本会のすべての活動および運営に参加する権利を有する。
- 3 特別会員は、この会則の定めるところにより、本会の活動に参加する権利を有する。

(会員たる資格)

- 第6条 東京大学の学生(大学院の学生を含む。以下同じ。)である者は、本会の通常会員たる資格を有する。
- 2次のいずれかに該当する者(前項の規定により本会の通常会員たる資格を有する者を除く。) は、本会の特別会員たる資格を有する。
 - (1) 東京大学の構成員であって学生でないもの
 - (2) かつて本会の通常会員であった者(前号に掲げる者を除く。)
 - (3)かつて東京大学の構成員であった者(前号に掲げる者を除く。)であって、理事会の決議によって特別会員たる資格を与えられたもの
- 3 この条の規定の適用にあたっては、東京大学の構成員であって授業料その他これに類する金銭 を納める義務を有している者(当該義務を免除されている者を含む。)は、東京大学の学生とみ なす。

(入会)

- 第7条 本会に入会しようとする者は、所定の方法により、入会の申込みをしなければならない。
- 2 入会の申込みに不備がないときは、本会はこれを承諾するものとする。
- 3 前項の承諾に係る事務の処理は、理事会が行う。

(仮入会)

- **第8条** 東京大学への入学が予定されている者は、入学の前であっても、仮に入会の申込みをする ことができる。
- 2 本会は、前項の申込みをした者を、仮に入会させる措置を取ることができる。
- 3 前項の規定に基づき仮に入会した者(以下「仮会員」という。)は、特別会員に準じて取り扱う。
- 4 仮会員が東京大学に入学したときは、その時において、本会の通常会員となるものとする。ただし、仮会員が東京大学に入学する前に第6条第2項第1号に該当するに至ったときは、その時において、本会の特別会員となるものとする。
- **5** 仮会員が東京大学に入学するに至らなかったときは、その時において、第2項の措置は取り消されるものとする。

(任意退会)

第9条 本会の会員は、いつでも本会を退会することができる。

(会員種別の移行及び自動退会)

第10条 本会の通常会員が、その通常会員たる資格を失ったときは、その時において、本会の特別会員となるものとする。

- 2 本会の特別会員が、その特別会員たる資格を失ったときは、その時において、自動的に本会を 退会する。
- 3本会の特別会員が、本会の通常会員たる資格を有するに至ったときは、その時において、本会の通常会員となるものとする。

(除名)

- 第11条 本会は、会員を除名処分に付することができる。
- 2 通常会員に係る除名処分は、理事会の決議又は通常会員8分の1以上の連名により発議され、会員投票における有効投票数の3分の2以上の賛成をもって成立する。
- 3 特別会員に係る除名処分は、理事会の決議によって成立する。
- 4 除名処分に付された者は、その成立の時をもって、本会の会員たる身分を失う。

第3章 会員投票

(趣旨)

- 第12条次に掲げる案件は、会員投票によって決する。
 - (1) この会則によって会員投票によって決すべきと定められた事項に係る案件
 - (2) 前号に掲げるもののほか、通常会員8分の1以上の連名により会員投票によって決すべきとして発議された案件

(投票権)

- 第13条 通常会員は、会員投票において1人1票の投票をする権利を有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、会員投票について次のいずれかに該当する通常会員は、当該会員投票につき投票権を有しない。
 - (1) 当該会員投票がその者についての第11条第2項の除名処分に係る会員投票であること。
 - (2) 当該会員投票がその者についての役員の選任又は解任に係る会員投票であること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、当該会員投票がその者の身分又は地位に直接関係のある案件に係る会員投票であること。

(定足数及び案件の成立)

第14条 会員投票は、定足数を通常会員の過半数とし、有効投票数の過半数をもって決する。ただし、この会則に別段の定めがあるときは、それを適用する。

(投票の管理)

- 第15条 会員投票の管理は、理事会が行う。
- 2 理事会は、会員投票の管理について、第28条第1項に規定する担当役員を定めるものとする。

3 理事会の構成員は、会員投票について第13条第2項の規定により投票権を有しないときは、当該会員投票の管理に関与することができない。

(投票の自主管理)

- **第16条** 通常会員の連名による発議によって行われる会員投票については、発議をするときに、当該発議に係る会員投票の管理をこの条の規定による自主管理により行うべき旨の声明を付してすることができる。
- 2 前項の声明を付してされた発議に係る会員投票の管理は、案件ごとに、投票自主管理者2人を選任して行う。
- 3 投票自主管理者は、通常会員(当該会員投票に係る発議の発議者(以下この条において単に 「発議者」という。)及び理事会の構成員を除く。)のうちから選任する。
- 4 投票自主管理者の選任は、発議者及び理事会が協議して行う。ただし、協議が調わない場合には、抽選により行う。
- 5 前項の抽選は、発議者が行う。この場合においては、会員に対して公開して行わなければならない。
- 6 投票自主管理者は、この会則に基づき、その選任に係る会員投票の管理について必要な一切の 事項を行う。
- 7投票自主管理者は、通常会員(発議者及び理事会の構成員を除く。)をしてその職務を補助させることができる。

第4章 組織及び運営

第1節 役員

(設置及び職務)

- **第17条** 本会に次の役員を置き、その定員は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 若干人
 - (3) 理事 通常会員の数の3分の1以内
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長の職務を助け、会長に事故があるときはこれに代わる。
- 4 理事は、この会則の定めるところにより、本会の運営に関し必要な業務を行う。

(会長の選仟)

- 第18条 会長は、選挙により選任する。
- 2 理事は、会長の選挙において、候補者として立候補することができる。

- 3 理事は、会長の選挙において、他の通常会員を候補者として推薦することができる。
- 4 第2項の立候補又は前項の推薦による候補者のうちから、会員投票において最も多数の投票を得た者を、会長選挙の当選者とする。

(会長の解任)

第19条 理事会は、その決議により、会長の解任を発議することができる。ただし、当該決議には、有効投票数の3分の2以上の賛成を要する。

- 2 通常会員8分の1以上の連名によっても、会長の解任を発議することができる。
- 3前2項の規定により会長の解任が発議されたときは、会員投票によってその可否を決する。

(副会長の選任及び解任)

第20条 副会長は、理事のうちから、会長が選任する。

- 2会長は、いつでも、副会長を解任することができる。
- 3 副会長である者が理事を解任されたときは、その時において副会長も解任されたものとする。

(理事の選任及び解任)

第21条 通常会員は、理事に立候補することができる。

- 2 通常会員は、2人以上の連名で、他の通常会員を理事に推薦することができる。
- 3 第1項の立候補又は前項の推薦による理事の候補者は、会員投票の信任をもって、理事として選任される。
- 4第19条の規定は、理事について準用する。

(役員の辞任)

第22条 役員は、いつでも、辞任することができる。

- 2 副会長である者が理事を辞任したときは、その時において副会長も辞任したものとする。
- 3 役員が本会の通常会員でなくなったときは、その時において、役員の職を退くものとする。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第23条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、本会の運営に関し必要な事項を審議決定する。
- 3 理事会は、会長及び理事で構成する。

(会議)

第24条 理事会は、定例の会議を行うものとする。

- 2 理事会は、定例外の会議を行うことができる。
- 3 理事会の会議は、構成員の3分の2以上を定足数とする。ただし、議決権行使書及び委任状を認めることができる。
- 4 理事会の会議には、その構成員以外の会員が参加し、発言することができる。ただし、決議に加わることはできない。

(決議)

第25条 理事会が意思決定をするには、決議による。

2 決議は、構成員の投票によって行い、この会則に別段の定めがある場合を除き、定足数を3分の2以上とし、有効投票数の過半数をもって決する。

(会員投票の優越)

第26条 この会則により理事会の決議によって決するとされた事項についても、第12条第2号の規定に基づき、会員投票を行うことができる。この場合において、会員投票の結論は、理事会の決議に優越する。

第3節 運営

(運営に関する業務の処理の原則)

第27条 本会の運営に関し必要な業務は、理事会においてその方針及び分担を定め、理事会の構成 員が実施する。

(担当役員)

第28条 理事会は、業務の分担を明確にするため、本会の運営に関する特定の事項について、その構成員のうちから当該事項に係る業務の主たる担当にあたるべき者(以下「担当役員」という。)を定めることができる。

2一の事項について複数の担当役員を定めることができる。また、1人の役員が複数の事項に係る 担当役員を兼ねることができる。

(規則の制定)

第29条 理事会は、本会の運営に関し必要な事項について、規則を制定することができる。

第5章 会計

(会計の管理)

第30条 本会の会計は、適正、透明かつ計画的に管理されなければならない。

- 2 会計の管理は、理事会が行う。
- 3 理事会は、本会の収入及び支出の記録、現金預金及び財産の管理、会計報告並びにその他これらに関連する事項について、第28条第1項に規定する担当役員を定めるものとする(以下この担当役員を「経理担当役員」という。)。
- 4 理事会は、収入及び支出に関する計画の立案、支出の承認並びにその他これらに関連する事項について、第28条第1項に規定する担当役員を定めるものとする(以下この担当役員を「財政担当役員」という。)。

(収入の種類)

第31条 本会の収入は、おおむね次に掲げるものによる。

- (1) 会費
- (2) 東京大学及び東京大学の学生自治団体から受ける補助金その他これに類するもの
- (3) 寄付金
- (4) 本会の活動に伴って生じる収入

(会費)

第32条 会費については、当面の間、これを徴収しないものとする。

(支出の対象)

第33条 本会は、第3条に定める活動のため、必要な範囲で支出をすることができる。

2前項に掲げるもののほか、本会は、運営のため必要な支出をすることができる。

(支出の承認)

- **第34条** 本会が支出をしようとするときは、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。ただし、手数料、送料その他これに類する少額の支出については、この限りではない。
- 2 理事会は、前項の承認を、財政担当役員に委任することができる。
- 3 理事会は、特定の事項に関する支出に係る第1項の承認を、当該事項に係る第28条第1項に規定する担当役員に委任することができる。この場合においては、委任に係る支出の金額の範囲及び委任の期間を定めてするものとする。

(収入及び支出等の届出)

- **第35条** 本会に収入があったとき及び本会が支出をしたときは、これを取り扱った会員が、速やかに理事会に届け出るものとする。
- 2 会員が本会に対する金銭の立替をしたとき(その精算をしたときを含む。)、本会の現金預金 又は財産を預かって保管したとき(これを返却したときを含む。)その他本会の会計管理上重要 な行為をしたときは、理事会の定めるところにより、理事会に届け出るものとする。

3 理事会は、前2項の届出を、経理担当役員を通して受けるものとする。

(会計報告)

第36条 理事会は、少なくともおおむね1年に1回、本会の収入及び支出その他会計に関する重要な 事項の状況を、会員に対して報告しなければならない。

第6章 支部

(趣旨)

第37条 本会に、支部を置くことができる。

- 2 支部は、本会の活動のうち特定の事項に関するものを行うものとする。
- 3 支部は、本会の会員であって当該支部への参加を希望するもので構成する。

(設立)

第38条 会員は、2人以上の連名で、支部の設立を提案することができる。

- 2 前項の提案は、理事会の構成員が代表者となってしなければならない。
- 3 理事会は、第1項の提案を審査し、適当と認めるときは、決議により当該提案に係る支部の設立 を承認するものとする。

(廃止)

第39条 支部は、次に掲げる事由が生じたときに、廃止されるものとする。

- (1) 当該支部の構成員が2人を下回ったとき。
- (2) 当該支部の構成員に本会の役員であるものがなくなったときであって、当該支部の構成員に本会の理事に立候補する者がいないとき。
- (3) 当該支部の構成員全員の合意があったとき。
- (4) 本会の理事会において、当該支部が廃止されるべき旨の決議がされたとき。

(支部規約)

第40条 支部は、規約を定めることができる。

- 2 支部が新たに規約を定めるときは、支部の構成員の過半数によって定める。
- 3 支部が規約を変更するときは、当該規約の定めるところにより、当該規約に変更に関する規定が存しないときは、前項の規定を準用する。
- 4 支部が新たに規約を定めるとき及び支部が規約を変更するときは、本会の理事会の承認を必要とする。

(支部の役員)

- 第41条 支部の役員として、支部長を置く。
- 2 支部長は、本会の役員であって当該支部の構成員であるもののうちから選出する。
- 3 支部長は、支部の構成員の多数決によって選出する。ただし、支部規約でこれと異なる方法を 定めることができる。
- 4 支部が設立されたときは、当該支部の設立の提案に係る第38条第2項の代表者が支部長となるものとする。
- 5 支部長が本会の役員でなくなったときは、その時において、支部長の職を退くものとする。
- 6 支部は、支部規約で支部長以外の役員を置くことを定めることができる。

(支部の会計)

第42条 支部の活動に必要な費用は本会の会計から支出するものとし、支部の活動に伴う収入は本会の収入となるものとする。

第7章 雑則

(会則の改定)

第43条 この会則は、会員投票によって改定することができる。

2前項の改定は、理事会の決議又は通常会員8分の1以上の連名によって発議される。

附則

- 1 当会則は、当会の設立日である令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年9月8日の改定は、同日から施行する。
- 3 令和4年3月30日の改定(以下この項において「本改定」という。)は、令和4年3月31日から施行する。この場合において、次の経過措置が適用されるものとする。
 - (1) 本改定の前のこの会則(以下この項において「旧会則」という。)第8条第1項に規定する会長の職に就いている者は、本改定の施行の時において、本改定の後のこの会則(以下この項において「新会則」という。)第17条第1号に規定する会長となるものとする。
 - (2) 旧会則第8条第1項に規定する副会長の職に就いている者は、本改定の施行の時において、 新会則第17条第2号に規定する副会長となり、かつ、新会則第17条第3号に規定する理事とな るものとする。
 - (3) 旧会則第8条第1項に規定する会計担当、学友会連絡担当及び参与の職に就いている者は、本改定の施行の時において、新会則第17条第3号に規定する理事となるものとする。
 - (4) 旧会則第19条に規定する東京大学さんいろモザイク同好会及び東京大学恋する小惑星同好会は、本改定の施行の時において、新会則第37条に規定する本会の支部となるものとする。
 - (5) 旧会則第21条に規定する支部会長である者は、本改定の施行の時において、新会則第17条第3号に規定する本会の理事となり、かつ、当該支部に係る新会則第40条第1項に規定する支部

長となるものとする。